

## 間接諸税（石油関連諸税）関係に係る書類の 送付先が変わります。

- 令和8年7月10日から「東京国税局大手町業務センター<sup>(※1)</sup>」において、**品川税務署・荏原税務署・目黒税務署・世田谷税務署・北沢税務署・玉川税務署・渋谷税務署<sup>(※2)</sup>・豊島税務署・立川税務署・東村山税務署**の一部の内部事務<sup>(※3)</sup>を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしており、**令和8年7月10日以降、間接諸税（石油関連諸税）関係に係る書類を郵送で提出される場合は、「東京国税局大手町業務センター」宛てに送付していただきますようお願いいたします。**

- ※1 令和8年7月10日から業務センター大手町分室（現行）の名称を変更することとしております。  
2 令和8年7月10日から渋谷分室が大手町分室に統合されることにより、渋谷税務署管内の皆様の書類の送付先が渋谷分室から大手町分室に変わります。  
3 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

### 宛先：東京国税局大手町業務センター

〒100-8156

東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館

(注) 「担保提供書」及び「保証書」については、事前に管轄税務署に 来署日時等をご予約いただいた上で、ご提供ください。

- 「未納税引取課税物件移入届出書」「免税引取課税物件移入届出書」に添付して提出される「未納税引取承認書」「免税引取承認書」の**移入証明書の処理につきまして、書面を収受し証明書を発送するまで1週間程度**お時間をいただきます。

(注) 「未納税移出先承認申請書」等につきましても、同様です。

### ➤ 税務署長の証明書及び承認書等の交付について

e-Tax(電子申告)で提出いただいた場合は、大手町業務センターから後日、簡易書留で交付するため、**返信用封筒は不要**です。

ご不明な点がございましたら、管轄税務署の担当職員までお尋ねください。

